

個人情報の取扱いに関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、X中学校が希望生徒を対象に見学会を企画した件（以下、「本案件」という。）に関し、A課長（当時。以下同じ。）が、取材や団体との懇談の場において、担当教諭が非常勤の特別職国家公務員の身分（以下「他の身分」という。）を有することを漏えいしたと指摘する通報である。</p>
<p>委員の対応・不対応の判断及びその理由</p>	<p>所属による当時の関係者への聞き取り調査にあたっては、新聞記事等、当時の資料の確認も併せて行い、対応を判断した。</p> <p>1 A課長及びX中学校校長（以下、「B校長」とする。）への調査結果 所属からの調査結果の概要は以下のとおりである。</p> <p>(1) A課長への調査結果 ア A課長は、取材や団体との懇談の場において、見学会を企画した教諭が有する他の身分に関する問いに対し質問者の内容を肯定した認識はない。 そもそも、A課長はその情報を把握しておらず、相手方の方が詳しく知っていると同想していた。 イ 担当教諭が有する他の身分に関する情報は個人情報であると認識していた。 ウ 担当教諭が有する他の身分に関する報道が当時なされた理由はわからない。</p> <p>(2) B校長への調査結果 ア 担当教諭が他の身分を有していることは知っていたが、そのことをA課長には伝えていない。 イ 担当教諭が有する他の身分に関する情報は個人情報であると認識していた。 ウ メディア側は、担当教諭に関する他の身分に関する情報について、B校長が知らない内容も知っていた。 エ 本件について、当時マスコミ各社から学校に問合せがある中で、当該担当教諭がある新聞社の記者と直接やりとりをしていることがわかった。 オ 本人は独自に様々な活動をしていて、対外的に発信をしていたので、校長と副校長でそうした発信を注意した記憶がある。</p> <p>2 当時の取材対応、報道状況について 確認した記事の概要を時系列に並べると、以下のとおりである。</p> <p>(1) 通報者が漏えいがあったと指摘する日から8日以上前 本案件について、生徒の保護者が知人に相談し、知人がB校長に確認した。 校長は「担当教諭が持ってきた文書を見て見学会を了解した。文科省の方針にのっとっている。去年も行った。（中止することは）できない」と述べた。 ↓</p> <p>(2) 通報者が漏えいがあったと指摘する日から7日前 C団体などが見学会の中止を市教委に要請した。 ↓</p> <p>(3) 通報者が漏えいがあったと指摘する日から6日前 本案件の入場券について、記者が「企画した担当教員が、広報担当に問い合わせ、確保してもらったのですか」と尋ねると、B校長は「そのとおりです」と答えた。 ↓</p> <p>(4) 通報者が漏えいがあったと指摘する日から3日前 本案件について、D団体支部がX中学校に見学会参加の中止を申し入れた。 ↓</p> <p>(5) 通報者が漏えいがあったと指摘する日 C団体との懇談のなかで、同団体側が見学会担当の教諭について、担当教諭が有する他の身分に関して指摘したところ、A課長が指摘内容について肯定した。</p>

	<p>3 本件に対する考察</p> <p>通報内容にある、C団体との懇談の場において、担当教諭が他の身分を有することをA課長が認めたという記事について、A課長からは、当該記事は事実ではなく、そもそも、担当教諭が他の身分を有することを知らなかったとの証言を得た。</p> <p>B校長からは、担当教諭が他の身分を有することを知っていたが、A課長には伝えていないとの証言を得ており、A課長がそのことを知らなかったとする点に矛盾はない。</p> <p>次に、A課長が当該発言をしていなかったと仮定した場合に、その他の者への取材により当該事実を把握できた可能性について検討する。</p> <p>2で整理したとおり、C団体との懇談に先行して、数度の報道が行われている。</p> <p>本案件については、2(1)のとおり、生徒の保護者からの情報が端緒であることから、記者が担当教諭を特定することは容易であったと考えられる。</p> <p>本人も情報発信を行っていたという状況において、客観的証拠もないまま情報源がA課長であったと断定することはできない。</p> <p>B校長が、当時の記憶であるが、「(メディアは)自分の知らない情報(非常勤の特別職国家公務員の身分に関する情報)を知っていた」と発言していることも考えると、メディアはA課長に接触する日(通報者が漏えいがあったと指摘する日)以前から、「当該教諭が他の身分を有している」という事実を把握していた可能性が高いと考えるのが妥当なところである。</p> <p>4 まとめ</p> <p>上記のとおり、通報者が主張する、A課長からの漏えいという事実は確認できず、その可能性が高いと判断するに足る情報も得ることはできなかった。</p> <p>局としては、教職員の個人情報、横浜市個人情報の保護に関する条例や、令和2年度制定の横浜市個人情報の取扱いの基本ルール等に基づき適切に管理されているとしており、聞き取り調査を行った2名の回答も、個人情報保護に対する認識を示すものであったが、それを疑うに値するだけの証拠等は見当たらなかった。</p> <p>本件については、これ以上の調査の必要性は認めないが、引き続き、個人情報保護に係る取組や意識啓発をしっかりと進めていくことを求め、本委員会としての対応を終了する。</p>
本市の対応	<p>所属は、今後このようなことを起こさないよう、上司からA課長に対して直接厳重に注意・指導を行い、引き続き勤務態度や言動を厳しく監督していく。</p>